

中央教育審議会「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」 （第7回及び第8回）での主な意見概要（通信制課程関係）

【第7回】令和2年5月21日（木）15時00分～17時00分

- 通信制課程の授業日数については、高等学校通信教育規程や学習指導要領の定めからすると、学校に行く本来の面接指導は年間5日程度で卒業単位を取得できていることになっているが、近年はいわゆる「通学型」という通信制本来の趣旨とは異なるものが増えてきている。こうした通信制課程では、学習指導要領上の面接指導ではない、サポート校での補習指導や予備校での受験指導などが行われているケースも随分と見られるところ、本来の面接指導とサポート校等で実施されている教育活動とは明確に区別されるものでなければならぬにもかかわらず、特に広域通信制高校ではその区別が不明瞭ではないか。
- 「通学型」においては本来の面接指導以外の教育活動に相当な時間を充てているという実態がある一方で、教職員は5名以上でよいという基準や、施設・設備が必ずしも十分とはいえないことから、「通学型」の広域通信制の教育環境を整えるために、生徒のためにも、通信制の設置基準をその実態に合わせて、全日制のようにすべきではないか。
- 現在の定時制・通信制課程には勤労青少年はほとんどいない一方で、大変多様な生徒が入学をしている。多くの生徒が中学時代に長期欠席をしている生徒であったり、中学校の特別支援学級に在籍していた生徒がいたり、これ以外にも発達障害など特別な支援を要する生徒が相当数いる。これが年々、比率としては増えている傾向が見られ、こうした生徒たちの定時制・通信制へのニーズの高まりというものを強く感じる。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う今の学校教育の現状が、定時制・通信制における取組とつながるところがあると感じている。ICTの利活用が、定時制・通信制において非常に有効であり、個別の生徒に対する指導の中で対話的な取組がICTを通じて可能となった。一方で、通信制の生徒については、ICTの活用や添削指導だけではどうしてもうまく機能しないところがあり、生徒の様々な状況に応じ、教員や他の生徒とのコミュニケーションの中で様々な課題を回復していくということも多く経験した。ICTと対面指導との両面をうまく活用できると良いのではないか。
- 他の都道府県で認可されている通信制高校のうち、サテライト校が設置されている地域が、その設置について何も意見を言えないという点については、国全体で規則を作ってほしい。
- 通信制高校において面接指導は非常に重要だと思う。様々な課題があつて、多様な生徒たちが在籍しているが、教育基本法にもあるように人格の完成や、平和で民主的な国家を作る形成者となることに向けて、やはり集団でしかできないという部分がある。人格の完成には、五感に訴えるということが必要だと思う。オンラインで全て授業を進めているという学校もあるが、それで本当に子供は育っていくのかという疑問を持っている。また、生徒の非課税世帯が通信制高校にも相当割合いる状況で、全ての生徒に端末を持ってきな

さいということとは言えない。

- 通信制高校には、特別な支援や合理的配慮が必要な生徒が多く在籍しており、そうした子供たちのセーフティーネットになっている、全日制に合わなかった子供たちのセーフティーネットになっているという観点も踏まえて支援していきたい。
- 通信制高校のうちいわゆる通学型のものに移りたいという生徒も一定数いて、これから人数はますます増えていくのではないかと危惧している。例えば外国の学校では教員1人当たりの生徒数を公表しており、教員・生徒の適正人数という点についても質保証として触れていただきたい。
- コロナの状況の中で、面接指導の重要性というのが改めて浮き彫りになった。それは全日制においても、多様な子供たちとのコミュニケーションというのが非常に重要になるという点で、非常によく似ている。通信制においても質の保証をしっかりと制度化していくということが必要だと思っている。
- 都道府県の私立学校担当のスタッフの数等は非常に限定的で、私立の通信制高校でちゃんとした教育活動ができているかどうかについてのチェック機能を果たすことはなかなか難しい状況というのが今あるのではないか。ガイドラインの改訂や自己点検チェックシートの策定、第三者評価などの解決策が提示されているが、いずれの策も、各学校の自発性に基づいている施策ばかりだが、例えば第三者評価よりも重い認証評価のようなものも考えられるのではないか。

【第8回】令和2年6月2日（火）13時00分～16時00分

- 定時制・通信制には多様な生徒がいることから、インクルーシブ化を一層進めていく必要があるのではないか。特別支援学校の定員枠に入れず定時制に入学している実態もあるところ、ベテラン教員は支援スキルを身につけているが、特別支援の免許保有者や日本語指導のためのスタッフ、カウンセラーの配置体制も手薄い。教職員の配置基準や、定時制・通信制高校におけるケアの在り方に対しての望ましい教職員配置の考え方がないのではないか。
- 広域通信制の面接実施施設について、所轄庁によっては一条校に協力を求めているが、認可基準の緩やかな都道府県ではマンションの一室で行われるようなこともあるため、基準を統一することにより教育の質が保たれるのではないか。また、他の都道府県が認可した施設について、その施設が位置する都道府県が関与しにくいという点についても必要な方策が講じられないか。

※上記内容は、委員の了解を取っておらず、事務局がまとめたものである。